

平成28年度公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会
バレーボール競技「指導員」養成講習会 専門科目 開催要項 (案)

- 1 目的 地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたるとともに、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。
- 2 主催 公益財団法人日本体育協会 公益財団法人日本バレーボール協会
- 3 主管 公益財団法人静岡県体育協会 静岡県バレーボール協会
- 4 協力 株式会社ミカサ 株式会社モルテン
- 5 実施競技 バレーボール競技
- 6 カリキュラム (1) 専門科目 40時間【集合講習 40時間】
①基礎理論：8時間 ②実技：24時間 ③指導実習：8時間
※ 講習及び試験などの免除措置については、別に定める基準による。
- 7 開催期日 (1) 開催期日 平成28年7月16日(土)、17日(日)、23日(土)、24日(日)、30日(土)、31日(日)
開催場所 (2) 開催場所 静岡産業大学 情報学部 体育館 (藤枝市駿河台 4-1-1)
日程 (3) 日程 詳細については、別紙(カリキュラム案)参照
- 8 受講者 (1) 受講条件 (下の①～③のすべてを満たす者)
① 平成28年4月1日現在、満18歳以上の者。
② 地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室等で実際の指導にあっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。
③ 本講習会の集合講習40時間すべてに参加できる者。
(2) 受講者数 50人程度とする。
- 9 受講申込 (1) 受講希望者は、静岡県バレーボール協会 指導普及委員長 (18 問い合わせ先参照) へ県協会用「受講調書」(静岡県バレーボール協会ホームページ指導普及委員会より入手可)を送付する。その際、正式な(公財)日本体育協会用「講習会受講申込書類」を受領するため、A4サイズの封筒(140円分切手を貼り、自分の住所・氏名を明記したもの)も一緒に送付すること。
正式な「講習会受講申込書類」を受領後は、5月1日～6月30日までに、(公財)日本体育協会指導者マイページ(<https://my.japan-sports.or.jp/login>)より申し込みを行う。
マイページでの申し込みが不可能な方については、静岡県体育協会を通じて代理申請ができます。静岡県体育協会(054-265-6464 担当：長嶋)まで御連絡ください。
(2) 免除該当者は、所定の必要書類を添付し、提出すること。なお、SVA公認コーチ、日小連一次・二次修了者は、受講免除該当者には該当しない。
- 10 申込期限 「受講調書」平成28年4月30日(土)、「正式申込」5月1日～6月30日(上記参照)
- 11 調書送付 〒421-0506 牧之原市大寄1190-1 増田直彦 宛に郵送すること

- 12 受講料 専門科目：15,120円(税込) 共通科目：19,800円(税込)
※ 免除・資格審査料については、別に定める。
※ 受講のための交通費や通信費用及び教本・資料代等は、これらに含まれない。
- 13 受講者の決定 (公財)静岡県体育協会から提出された申込書等の関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園(NHK学園)または(公財)静岡県体育協会を通じて本人に通知する。受講内定後、受講料の支払を完了した者を受講者として決定する。なお、原則として、他の本会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。また、「専門科目」の受講料は、専門科目講習会の初日、受付にて徴収する。
(1) 受講有効期限
受講者は原則として受講有効期限内(受講開始年度を含め4年間)に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。なお、期限内に修了しない場合はその時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。
(2) 受講取消し
受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、(公財)日本体育協会指導者育成専門委員会教育研修部会で審査し、受講が取り消される。
- 14 講習・試験の免除 既存資格及び本会免除適応コースの履修等により、講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。
- 15 検定・審査 講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。
(1) 共通科目における検定試験は、通信教育(NHK学園)課題検定による判定とし、(公財)日本体育協会指導者育成専門委員会において審査を行う。
(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、(公財)日本バレーボール協会指導普及委員会において審査する。
(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。
- 16 登録・認定 (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録(登録申請書の提出及び登録料の納入)を完了した者に、(公財)日本体育協会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。
(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に、(公財)日本体育協会あるいは(公財)日本バレーボール協会の定める研修を受けなければならない。(ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる)
- 17 その他 (1) 本講習会受講に際し、取得した個人情報は、(公財)日本体育協会及び(公財)静岡県体育協会、(公財)日本バレーボール協会、静岡県バレーボール協会が本講習会の受講管理に関する連絡(資料の送付等)及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。
- 18 問合せ先 静岡県バレーボール協会 指導普及委員長 増田直彦
〒421-0506 牧之原市大寄1190-1
電話 090-8334-2488(携帯)
E-mail sva_masuda@yahoo.co.jp